

講 演

ソーシャルイノベーターとしてのアメリカの ロースクール：臨床法学教育の挑戦

早稲田大学大学院法務研究科における講演

キャロル・スズキ
白木敦士 訳

序論

【SLIDE】

【SLIDE】



CAROL M. SUZUKI, DICKASON PROFESSOR OF LAW



ソーシャルイノベーターとしてのアメリカのロースクール

臨床法学教育の挑戦
早稲田大学大学院法務研究科 2018年4月25日

みなさん、こんにちは。

この度、社会正義の実現及び学生に対する法曹養成を担う、イノベーターとしての、ロースクールにおける臨床法学プログラムに関し、お話しさせていただく機会をいただいたことにつき、甲斐克則研究科長、宮川成雄教授、その他教員の皆様、早稲田大学ロースクールの学生の皆様に感謝を申

- * Dickason Professor of Law, University of New Mexico School of Law. I am grateful to the Don L. and Mabel F. Dickason Professorship for supporting the opportunity for me to speak at Waseda Law School. I thank Mr. Atsushi Shiraki for interpreting and translating my lecture. I also thank my parents, George and Kaoru Suzuki, for their enduring support.

し上げる。

まず、私自身のことについて少しお話しさせていただきたい。私は、ニューメキシコ大学ロースクール（以下、「UNM」という。）の教授である。ニューメキシコ大学ロースクールは、「US ニュース&ワールドレポート」の臨床法学部門において、常に上位に位置づけられている。2003年に着任して以降、UNM の臨床法学プログラムで教えており、コミュニティ・ロイヤリング・クリニックに所属している。私は、主に少年事件、家事事件、移民案件など民事事件を担当している。

UNM は、アメリカ法科大学院協会（以下、「AALS」という。）のメンバーである。AALS は、法学教育の発展のために活動する179のロースクールが加盟している非営利の協会である⁽¹⁾。

AALS は、法科大学院教員の年次大会を開催している。この年次大会は、アメリカの国外にあるロースクールへ向けたプログラムを含んでいる。臨床法学教育部会は、一つの分野に関する AALS の部会としては最大の部会であり、約650名が参加する年次会合を開催している。私は、臨床法学教育部会の部会長を務めてきており、2017年には、臨床法学教育部会の年次会合に関する準備委員会の委員長も務めた。これらの会合では、早稲田大学ロースクールを含む日本国内のロースクールからも参加をいただき、我々の教育手法、サービス、奨学金といったテーマについて、有益な議論をすることができた。

私は、コロンビア大学のロースクールで J.D. の学位を取得した。私は、カリフォルニア州・ロサンゼルスで生まれ、スタンフォード大学で心理学の学士号を取得した。私の父方の祖父は、若いころに日本からロサンゼルスに渡った。彼は、現在ロサンゼルスのダウンタウンとなっている地域において、農業を始め、セロリ農家を束ねるべく、セロリの集団農場をはじめた。彼の在留資格により、祖父は、彼の在留資格に基づいて、州法上の

(1) See About, ASSN OF AM. L. SCHS., <https://www.aals.org/about/> (last visited Aug. 28, 2018).

諸権利の制約を受けることになったが、このことについては、後述する。

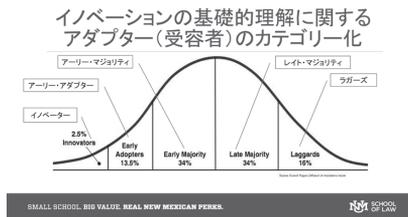
I. イノベーションの拡散

私自身に関することは以上の通りである。ロースクールや臨床法学教育について焦点を当てた議論を行う前に、イノベーションにおけるリーダー養成機関としてのロースクールという概念について考える際に有用となる、理論的フレームワークを紹介したい。

ロースクールは、学生を法律家へと養成するための、単なる訓練機関ではない。我々は、学生が、それぞれのコミュニティにおいてリーダーとなるよう心構えをさせるのである。リーダーシップは、多くの人にとって、自然に身につくものではない。ロースクールは、リーダーシップスキルについて意識的に焦点をあてることによって、学生を、社会にとって有益となるイノベーションをもたらすようなリーダーに育て上げようとしている。

臨床法学プログラムが、早稲田大学ロースクールの「ソーシャルイノベーターコース」の履修プログラムに含まれていることからすれば、おそらく、みなさんは次の概念をよくご存知であろう。ご存知であるということは承知の上で、次の考察についてお伝えすることをお許しいただきたい。

【SLIDE】



どのように、イノベーション、アイデア、行動、技術、成果が人々や社会システムのチャンネルに広がっていくのかという点について俯瞰するために、みなさんが、マーケティングやコミュニケーションの分野において、よく知っていると思われる理論を用いて、一つのフレームワークを論

じたい。エバレット・ロジャー (Everett M Roger) は、UNM において教鞭をとっていた学者であるが、彼は「イノベーションの拡散」⁽²⁾として知られる、この現象に関する研究についての分析手法を発展させた。一つのイノベーションは、一人の人からより多くの人々に受け入れられ、クリティカル・マスに達するため、どのように拡散していくのであろうか。また、イノベーションは、どのようにシステム全体に普及していくのであろうか。

まず、イノベーションとしての、アイデア、実践、成果について考えてみたい。

このイノベーションの潜在的な受け手は、個人、組織、人々の集合体である場合もあろうし、また、国家である場合もあろう。第一に、イノベーター⁽³⁾とは、リスクを分析し、そのリスクを引き受ける選択をすることができ、新しいアプローチを理解し、発展させ、リスクに対処するための経済的余裕があり、かつ、新しい努力を導く仲間の輪を大切にすることをいう。イノベーターは、アイデアについての、より高度な不確実性に対応することができる。彼らは、困難な事態に陥っても、また、仲間から尊重されないという事態となっても、受け入れることが可能である。そのような人々が、まさにリーダーである。リーダーは、地域の仲間同士のネットワークを飛び越えて果敢に進んでいくのである。私は、伝統的な日本文化において、どの程度、リスクを冒して果敢に冒険していく精神 (venturesomness) が尊重されているのかということについては詳しくないが、イノベーターにおけるもう一つの特性である、「複雑な技術的知識を理解し、運用する能力」⁽⁴⁾は、伝統的日本文化においても、重視されていると考える。

この理論を法学の分野で考える際に、我々は、議員や政治家を思い浮か

(2) EVERETT M. ROGERS, *DIFFUSION OF INNOVATIONS* (5th ed. 2003).

(3) *See id.* at 282-83.

(4) *Id.* at 282.

べるかもしれない。あるいは、創造的な思想家や、法的トレーニングをベースにしてテクノロジー事業を始めたロースクールの卒業生であり、目新しい法的議論を掘り下げていく法律家のことを思い抱くかもしれない。また、公益に奉仕したいとロースクールに進学した法律家であったり、自分自身の選択⁽⁵⁾を確かめようと、ロースクールを冒険の場であると考えていた法律家のことを想起することもできるだろう。彼らは、貧富の差が拡大していく状況化において、援助を必要とする人口増加社会を救済するためのプログラムを発展させていく可能性を有する。

まず、アーリー・アダプター (Early adopters)⁽⁶⁾である。アーリー・アダプターは、社会のシステムに、より統合された人々であり、そのネットワークや関係性において、オピニオン・リーダーと位置付けられる人々である。ポテンシャル・アダプター (Potential adopters) は、彼らの指導やアドバイスを欲求するのである。アーリー・アダプターは、イノベーターほど先駆的ではないものの、社会システムにおける、平均的なポテンシャル・アダプターにとって、リーダーまたはロールモデルとしてみなさる。アーリー・アダプターは、その革新性を尊敬される存在であり、他者を扇動してイノベーションを受容させることに成功する人々である。アーリー・アダプターは、イノベーションを受容することにより、クリティカルマスの達成に向かって、先陣を切っていくことができる者である。アーリー・アダプターは、変革の媒介者として位置付けられる。

次に、アーリー・マジョリティ (Early majority)⁽⁷⁾について論じたい。グラフにおける湾曲部は、平均的なポテンシャル・アダプターを意味するものであるが、アーリー・マジョリティは、その湾曲部の手前の部分に位置する人々である。アーリー・マジョリティは、イノベーションの需要に際

(5) See Rebecca Sandefur & Jeffrey Selbin, *The Clinic Effect*, 16 CLINICAL L. REV. 57, 99-100 (2009) (correlation between new lawyers who went to law school to improve society and employment in public service).

(6) See ROGERS, *supra* note 2, at 283.

(7) See *id.* at 283-84.

して慎重な態度をとる。アーリー・マジョリティは、仲間と交わって活動するものの、オピニオン・リーダーとはみなされることはない。

しかしながら、人数が多く、社会システム内において、多くのつながりを有していることから、イノベーションの拡散に関して必要不可欠な役割を担うのである。

レイト・マジョリティ (Late majority)⁽⁸⁾は、アイデアやテクノロジーを注意深く受容する懐疑的な人々である。実際、彼らを、イノベーションを受容させるために駆り立てるには、仲間同士のプレッシャーや経済的な急迫さが必要となる。

最後に、ラガーズ (Laggards)⁽⁹⁾(訳注: laggard は、「のろま者」, 「遅鈍な者」という意味。)について、説明する。ラガーズは、オピニオンリーダーなどではない。これらの人々は、過去を軸足にしており、社会システムの中で孤立している。ラガーズは、伝統的な価値観を保持している他者と交わる。彼らは、懐疑的であるだけでなく、イノベーションを疑い、それに抵抗するのである。

意思決定に対する経済的要素が存在するとすれば、ラガード (laggard) はリスクを引き受けるための経済的手段を持っておらず、あるアイデアを受容するに先立ち、成功の確実性を求めているのかもしれない。だからこそ、ある人をラガードとしてのカテゴリー⁽¹⁰⁾に位置づける社会システムの体制がそうであるように、我々は、ラガードという言葉が持つ否定的な意味について、注意深くあるべきと考える。

ロースクールは、イノベーターであるべきであり、また、学生がイノベーターになれるように教育をするべきである。臨床法学プログラムを通じて、学生は実務経験を獲得することができることから、臨床法学プログラムは学生がイノベーターになるように訓練するためのうってつけの立場を

(8) See *id.* at 284.

(9) See *id.* at 284-85.

(10) See *id.*

得ているものであるが、私は、ロースクールにおけるリーガルクリニック以外のことについても述べたいと思う。

II. 法学教育の基礎

アメリカのロースクールを俯瞰してみよう。J.D. 学位は、ターミナル・ディグリー (terminal degree) (訳注：特定の専攻分野における最高学位) とみなされている。

通常は、3年間の学修の後にJ.D. 学位は与えられ、それにより、ロースクール学生は、実務家としてのライセンスを得るために、州の司法試験を受けることができる。各州が、その州の法専門家となるための、独自の基準を設けることができる。アメリカは、現在、統一司法試験 (Uniform Bar Exam, UBE) を設けている。この統一司法試験は、何れの州であっても採用することができる⁽¹¹⁾。ある州で統一司法試験に合格した卒業生は、UBEを採用した他の州においても、追加の要件が要求されることもあるものの、法律業務を行うことができる。ニューメキシコ州は、UBEを採用している⁽¹²⁾。アメリカのロースクールには、J.D. 以外の上級学位も存在するが、本日は、J.D. 学生に対する法教育に焦点をあてたい。

アメリカのロースクールは、職業訓練校ではない。法律業は他者に奉仕する専門職である。ロースクールの教員は、単に弁護士を輩出していくのではなく、公共に奉仕する人間を養成する。私たち教員が、契約法や不法行為理論を教えるとき、どのように社会に役立つ法律家を育てるかということについて思いを巡らせることは、よりチャレンジングなことである。しかし、理論科目においても、社会正義について教えることは可能であ

(11) See NATL CONFERENCE OF BAR EXAM'RS, UNDERSTANDING THE UNIFORM BAR EXAMINATION (July 2017), <http://www.ncbex.org/pdfviewer/?file=%2Fdmsdocument%2F209> (PowerPoint slides).

(12) N.M. R. ANN. 15-203 (subjects for examination).

る。私は、不法行為法の授業において、差別主義的な行為によって引き起こされた傷害に対する損害額について議論している⁽¹³⁾。

アメリカにおける法教育は、法律の教科書を読み、また、ロースクールに徒弟として通うことに主眼を置いたものから、ハーバードロースクールのラングデン教授が導入したケース・メソッドによる教授法⁽¹⁴⁾、これは判決意見を読むというものであるが、を通じて発展してきた。現在、法教育は、学生が、内査の機会や積極的な法に対する関与の機会を通じて、法実務に必須である、判断力、技術、価値感を身につけられるよう、経験的学習と結合している。

アメリカ教育省は、ABAにおける法教育及び法曹資格に関する部会 (the Council of the Section of Legal Education and Admissions) が、J.D. 学位課程のプログラムを認証することを承認した⁽¹⁵⁾。アメリカ法曹協会 (ABA) は、法専門性を向上させ、「偏見を除去し、多様性を高め、全米及び世界中に法の支配をいきわたらせること」⁽¹⁶⁾を使命とする任意加入の専門家団体である。認証プロセスの一環として、ロースクールは、学生に対して法曹資格を得させるための法教育プログラムを提供していることを示さなければならない⁽¹⁷⁾。1908年に、ABAは、会員の行動規範である倫理規則集

(13) See, e.g., *Brandon v. County of Richardson*, 624 N.W.2d 604 (Neb. 2001).

(14) See *The Case Study Teaching Method*, HARVARD L. SCH., <https://casestudies.law.harvard.edu/the-case-study-teaching-method/> (last visited Aug. 28, 2018).

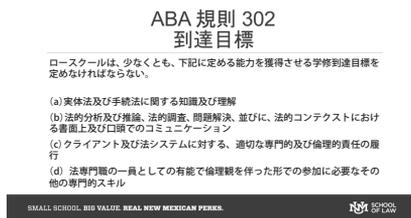
(15) See *The Database of Accredited Postsecondary Institutions and Programs*, U.S. DEPT OF EDUC., <https://ope.ed.gov/accreditation/agencies.aspx> (last visited Aug. 28, 2018).

(16) *About the American Bar Association*, AM. BAR ASS'N, https://www.americanbar.org/about_the_aba.html (last visited Aug. 28, 2018).

(17) AM. BAR ASS'N, SECTION OF LEGAL EDUC. & ADMISSIONS TO THE BAR, ABA STANDARDS AND RULES OF PROCEDURE FOR APPROVAL OF LAW SCHOOLS 15 (2017-18) [hereinafter ABA STANDARDS] (Standard 301 (a)), https://www.americanbar.org/content/dam/aba/publications/misc/legal_education/Standards/2017-2018ABASstandardsforApprovalofLawSchools/2017_2018_aba_standards_rules_approval_law_schools_final.authcheckdam.pdf.

(Canons of Ethics)⁽¹⁸⁾を初めて公表した。

【SLIDE】



ABA は、ロースクールを認証するための、ロースクール認証手続に関する基準及び規則 (Standards and Rules of Procedure for Approval of Law Schools) に従う⁽¹⁹⁾。ABA は、到達目標に関する ABA 規則302を改定し、2016年から運用している⁽²⁰⁾。各ロースクールは、学生の学習評価について、独自の到達目標を設定しなければならない⁽²¹⁾。規則302は、「依頼者及び法システムに対して、適切な専門的、倫理的な責任を果たすこと、及び、法専門家の一員として、有能かつ倫理的な取り組みを行うに際して必要な他の専門技能を身に就けることについて、ロースクールは学修到達目標を設定するべき」と規定する⁽²²⁾。

(18) AM. BAR ASS'N, FINAL REPORT OF THE COMMITTEE ON CODE OF PROFESSIONAL ETHICS 575-85 (1908), https://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/litigation/materials/2015-aba-annual/2015_aba_annual_wm/2_p_1_1908_canons_of_ethics.authcheckdam.pdf.

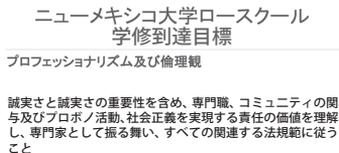
(19) ABA STANDARDS, *supra* note 17.

(20) See AM. BAR ASS'N, SECTION OF LEGAL EDUC. & ADMISSIONS TO THE BAR, TRANSITION TO AND IMPLEMENTATION OF THE NEW STANDARDS AND RULES OF PROCEDURE FOR APPROVAL OF LAW SCHOOLS 2 (Aug. 13, 2014), https://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/legal_education_and_admissions_to_the_bar/governancedocuments/2014_august_transition_and_implementation_of_new_aba_standards_and_rules.authcheckdam.pdf.

(21) ABA STANDARDS, *supra* note 17, at 15-16 (Standard 302).

(22) *Id.* at 15.

【SLIDE】



UNM ロースクールも、独自の学修到達目標を定めている。学修到達目標、専門的技能、倫理観に関する部分を示すと、次の通りである。

学生は、誠実さと誠実さの重要性を含め、専門職、コミュニティの関与及びプロボノ活動、社会正義を実現する責任の価値を理解し、専門家として振る舞い、すべての関連する法規範に従うこと⁽²³⁾。

1974年に、ABAの認証基準は、法曹倫理分野について学生に学習させることを求めるようになった⁽²⁴⁾。法律家としての責任が新たに注目されるようになったことに伴い、法曹倫理の教え方への考察がなされるようになった。臨床法学教育は、19世紀後半から存在してきたところ、このような関心事項に焦点をあてた手法として、更に発展してきたのである。

ロースクール及び法専門職に関するABAのタスク・フォースが1992年に公表したレポートは、マクレイトレポート⁽²⁵⁾として知られている。マ

(23) *Student Learning Outcomes*, UNIV. OF NEW MEX. SCH. OF L., <http://lawschool.unm.edu/academics/learning-outcomes.html> (last visited Aug. 28, 2018) (Professionalism and Ethics).

(24) See AM. BAR ASS'N, APPROVAL OF LAW SCHOOLS, STANDARDS AND RULES OF PROCEDURE, at 7 (Standard 302 (a) (iii), amended 2014), https://www.americanbar.org/content/dam/aba/publications/misc/legal_education/Standards/standardsarchive/1973_standards.authcheckdam.pdf.

(25) AM. BAR ASS'N, SECTION OF LEGAL EDUC. & ADMISSIONS TO THE BAR, LEGAL EDUCATION AND PROFESSIONAL DEVELOPMENT, AN EDUCATIONAL CONTINUUM, REPORT OF THE TASK FORCE ON LAW SCHOOLS AND THE PROFESSION: NARROWING THE GAP (1992), https://www.americanbar.org/content/dam/aba/publications/misc/legal_education/2013_legal_education_and_professional_development_

クレイトレポートは、ロースクール学生に、実務で必要とされるであろう、基礎的な法専門知識、技能、価値観を教えるために、法学教育を再編成することを求めている。

2007年のカーネギーレポート⁽²⁶⁾として知られる、法学教育に関する研究は、法実務経験について、3種類の実習方法として枠組みを提示した。法的分析、調査、議論、論理的思考(reasoning)に関する専門家の思考方法や知識であり、どのように資格を有する実務家が仕事に取り組むかを学ぶことを通じて専門性を身に着けることであり、また、法専門家としてのアイデンティティ、技能、価値観、倫理観、責任感の形成である⁽²⁷⁾。カーネギーレポートは、プロフェッショナルリズムが生涯学習としての過程において習慣となるよう、プロフェッショナルリズムに関する教育をよりよい形で法教育に統合することの重要性を強調した⁽²⁸⁾。

[SLIDE]

ABA 規則 303 カリキュラム

- (a) ロースクールは、各学生に対して、少なくとも次の事項を十分達成するよう求めるカリキュラムを提供しなければならない。
- ...
- (3) 少なくとも、合計で半単位に相当する、1または以上の経験的学習、継続的学習、シミュレーション授業、臨床クリニック、実地経験でなければならない。この要件を満了するためには、当該学習は、本質的に経験的実務を学ぶものであるべきである。
- (i) 実地経験、実習、大規模及び小規模型を統合し、1または以上の、基準302で定める専門的スキルを学生に教授させるものであること
 - (ii) 実習についての種類の機会を提供するもの
 - (iii) 自己評価の機会を提供するもの
- (b) ロースクールは、以下について、実質的な機会を学生に提供しなければならない。
- (1) リンクシブ授業、または学生に実務で学習する機会を提供すること
 - (2) 法律に関連する社会活動など、プロボノ分野の法的サービスに学生を参加させること

SMALL SCHOOL. BIG VALUE. REAL NEW MEXICAN PERKS.

ABA SCHOOL OF LAW

ABAは、現在、法学教育の評価規則(Legal education standards)の一部において、ロースクールが、学生に対して、学説、法理論、技能、法曹倫理を統合する経験的学習をさせるよう、また、プロボノ分野の法的サービスに従事できる機会を提供するよう義務づけている⁽²⁹⁾。6単位の時間分の経験的学修を行うべきことに加えて、規則303は、次の通り義務付けてい

maccrate_report).authcheckdam.pdf.

(26) WILLIAM M. SULLIVAN ET AL., EDUCATING LAWYERS: PREPARATION FOR THE PROFESSION OF LAW (2007) [hereinafter CARNEGIE REPORT].

(27) See *id.* at 27-29.

(28) See *id.* at 14, 30-31, 135-38.

(29) See ABA STANDARDS, *supra* note 17, at 16-17 (Standard 303).

る。

ロースクールは、以下について実質的な機会を学生に提供しなければならない。

- (1) クリニック授業、または学生に実務で学修する機会を提供すること、及び
- (2) 法律に関連する社会活動など、プロボノ分野の法的サービスに学生を参加させること⁽³⁰⁾

2012年9月14日、ニューヨーク州の控訴裁判所（訳注：州の最高裁判所に相当）は、ニューヨーク州で弁護士登録をするために、登録申請者に対して申請に先立ち、50時間のプロボノサービスへ従事することを義務付ける、新たなルールを採択した⁽³¹⁾。他州においても、同様の要件の導入が検討されている。

【SLIDE】

ABA 規則 404. 専任教員の責務

(a) ロースクールは、専任教員の責務を定めるとともに、公表を行い、書面化された方針に従わなければならない。当該方針は、一体として、専任教員に対して、以下の中核的責務を果たすよう求めなければならない。

...

- (5) 法専門家の価値を高めるために、裁判官及び法実務家と協同するなど、専門性に対して奉仕すること
- (6) プロボノ活動へ参加するなど、公益に奉仕すること

SMALL SCHOOL. BIG VALUE. REAL NEW MEXICAN PERKS.

ABA SCHOOL STANDARDS

ABA 規則404は、ロースクールの教員に対して、プロボノ活動といった社会貢献活動に従事することを義務付ける⁽³²⁾。

(30) *Id.* at 16.

(31) N.Y. COMP. CODES R. & REGS. tit. 22, § 520.16 (2018), <https://www.nycourts.gov/ctapps/520rules10.htm#B16>.

(32) ABA STANDARDS, *supra* note 17, at 28.

Ⅲ. 臨床法学教育

【SLIDE】

ジェローム・フランク



国立法律事務所
スミソニアン協会

SMALL SCHOOL. BIG VALUE. REAL NEW MEXICAN PERKS.

ROPER SCHOOL
OF LAW

ジェローム・フランク (Jerome Frank) という人物を紹介したい。ジェローム・フランクは、哲学者であり、後に連邦第二巡回区控訴裁判所の裁判官になった。彼は、1933年に、実務に根差した法学教育を提唱した⁽³³⁾。私が臨床法学教育に関する教育助手 (teaching fellow) をしていたイェール・ロースクールにおける臨床法学教育プログラムは、彼の名に由来している⁽³⁴⁾。当時においても、ロースクールの臨床法学プログラムは存在していたものの、臨床法学教育が明確な成長を遂げたのは、1960年代、1970年代におけるアメリカの社会運動に伴ってであった。臨床法学プログラムの確立は、ノベーションから始まり、アーリー・アダプターへ受容されるに至り、クリティカル・マスへと至ったのである。

ウィリアム・ピンカス (William Pincus) のプログラムを通じて、フォード財団は、ロースクールの学生に対して、1959年に開所されたリーガルエイドオフィスにて、教育を行うための全米法律扶助・弁護協会 (National Legal Aid and Defender Association) (NLDA) を設立した⁽³⁵⁾。様々な再組織

(33) Jerome Frank, *Why Not a Clinical Lawyer-School?*, 81 U. PA. L. REV. 907 (1933), https://digitalcommons.law.yale.edu/cgi/viewcontent.cgi?referer=https://www.google.com/&httpsredir=1&article=5092&context=fss_papers.

(34) See *Jerome N. Frank Legal Services Organization (LSO)*, YALE L. SCH., <https://law.yale.edu/studying-law-yale/clinical-and-experiential-learning/jerome-n-frank-legal-services-organization-lso> (last visited Aug. 28, 2018).

化や再編成を経て、法曹としての責任に関する法教育に関する審議会（Council on Legal Education for Professional Responsibility）（CLEPR）⁽³⁶⁾が設立された。臨床法学プログラムの発展によって法学教育を改革しようとするロースクールに対して支出された助成金により、全米レベルで法学教育の普及が進んだのである。ハーバードロースクール、デューク大学、ノースウェスタン大学といった大学が助成金を受けた⁽³⁷⁾。1968年から1980年にかけて、CLEPRの会長であったウィリアム・ピンカス⁽³⁸⁾は、臨床法学教育の発展に際しての目標として、次の目的が含まれると述べる。

法律家とクライアント間の奉仕関係においてのみ得られる教育効果を抽出すること。このためにはクライアントに対する現実の奉仕を必要とする。教育プロセスにおいて、最も度量の深いサービスを提供することにより、また、依頼者に対して責任を持つことにより、ロースクールにおける一つの教育目標として位置付けられる、クライアントに対する責任感というものを、学生に深く理解させるということにつながる⁽³⁹⁾。

臨床法学教育の発展は、その大部分においては、クライアントに対して専門家としての責任を持たせるように学生を教育する考えられた手法であるが、それがどのようなものであったかということについて、考えていただきたい。これらの臨床法学プログラムにより支援を受けたクライアントは、法的サービスが不十分なコミュニティに所属していたのであり、臨床法学プログラムに従事するロースクール学生はアメリカにおける社会正義を広めるために必要不可欠な存在であったのである。

(35) See J.P. “Sandy” Ogilvy, *Celebrating CLEPR’s 40th Anniversary: The Early Development of Clinical Legal Education and Legal Ethics Instruction in U.S. Law Schools*, 16 CLINICAL L. REV. 1, 9 (2009).

(36) See *id.* at 9–14.

(37) See *id.* at 14 n.77.

(38) See William Pincus, *Remarks at the CLEPR 40th Anniversary Celebration*, 16 CLINICAL L. REV. 23, 23 n.a.1 (2009).

(39) *Id.* at 25.

IV. どのように臨床法学プログラムがソーシャルイノベーターになりうるかについての諸事例

ロースクールの臨床プログラムが、成功を修めた革新的取り組みに関する事例に焦点をあてたい。これらのプロジェクトは、不正義を白日の下に晒してきたものであり、他の事例にとってのモデルとして役立ってきた。普遍的であると思われる、国際的な要素が関連する事案や事情においても、国家を前提とする社会正義に関する課題や法的問題に対処するための、異なった観点からの手法が存在する。みなさんに共感いただけたと思われる例をご紹介します。

ニューメキシコ大学及び同大学ロースクールが掲げるミッションを紹介するに際して、私が同校に赴任した際に取り組んだ例から説明したい。もちろん、全てのロースクールが同じミッションを共有している訳ではないが、みなさんが今後他のロースクールのミッションを見比べる際に、いくつかの類似性に気付いていただければ幸いである。

【SLIDE】

ニューメキシコ大学の使命

- ・ニューメキシコ大学は、学生、faculty、及びそのスタッフを、包括的な教育、研究、奉仕プログラムに関与させる。
- ・UNMは、学生に、彼らが、見識ある市民となり、州経済、国家経済に貢献し、充実した人生を送るために必要とする、強健観、思考の習慣、知識、技能を身に付けさせる。
- ・教員、スタッフ、及び学生は、新しい知識及び創造的な活動を創設し、応用し、普及させ、ニューメキシコ州民の人生の質を高め、経済的成長を促進させるようなサービスを提供し、世界、そこで生活する人々及び文化に対する理解を深める。
- ・当大学は、教育、研究、創造的資源に基づいて、健康増進、社会的サービス、政策研究、発明の商業化及び文化的行事といった奉仕事業を、市及び州に対して直接的に提供する。

SMALL SCHOOL. BIG VALUE. REAL NEW MEXICAN PERKS. 

ニューメキシコ大学は、州および州民のために奉仕することが、同校のミッションにとって重要であると考えているということがお分かりになるであろう。ニューメキシコ大学は州立大学であるので、当然のことといえる。

ニューメキシコ大学は、学生、教員、及びそのスタッフを、包括的な教育、研究、奉仕プログラムに関与させる。

UNMは、学生に、彼らが、見識ある市民となり、州経済、国家経済に貢献し、充実した人生を送るために必要とする、価値観、思考の習慣、知識、技能を身に付けさせる。

教員、スタッフ、及び学生は、ニューメキシコ州民の人生の質を高め、経済的成長を促進させるようなサービスを提供する……⁽⁴⁰⁾

【SLIDE】

ニューメキシコ大学ロースクール 基本方針

私たちのミッションは、学生が、卒業後に、地域、州、部族、国家、国際社会といったコミュニティを豊かにし、これらコミュニティに役立つような立派な法律家になるよう、学生を訓練し、教育することである。

私たちは、長らく引き継いできた、専門家のアクセスを切り開いていくという伝統を維持するよう努める。私たちは、ニューメキシコ州における実務家及び非法律家に対する教育を行うことにより、法教育がより広く効果を発揮できるようにする。

私たちは、国内的、国際的に豊富な、教育、研究及び調査プログラムを通じて、ニューメキシコ州における最も切迫した法的需要に資源を集中させる。

これらの目標は、ニューメキシコ州及びその他の国に対して、高い水準の教育、研究及び臨床プログラムを提供するという、当大学全体のビジョン及び使命に並び、ニューメキシコ州、国家、及び世界へ向けた重要な知識資源として活動し、UNMをアメリカの最も優れた公開研究大学として位置付けるような国際的な著名なプログラムを構築させるものである。

ロースクールは1988年設立

SMALL SCHOOL. BIG VALUE. REAL NEW MEXICAN PERKS.

UNM

次に、ロースクールのミッション・ステイトメントを見てみよう。

私たちのミッションは、学生が、卒業後に、地域、州、部族、国家、国際社会といったコミュニティを豊かにし、これらコミュニティに役立つような有能な法律家になるよう、学生を訓練し、教育することである⁽⁴¹⁾。

ロースクールの臨床プログラムは、大学における社会正義のミッションを実施し、また、学生が法専門職につけるようにトレーニングを実施する。これらプログラムは、学生の到達目標に対しても結びつく。他方で、私の大学におけるこの例から、社会正義の実現は、単にロースクールにおける臨床法学プログラムの中に位置づけられればとよいというものではなく、ロースクールのアイデンティティに根差すべきであるということが、お分かりになるだろう。

(40) *UNM's Mission*, UNIV. OF NEW MEX., <http://www.unm.edu/welcome/mission.html> (last visited Aug. 28, 2018).

(41) *Mission Statement*, UNIV. OF NEW MEX. SCH. OF L. (2007), <http://lawschool.unm.edu/about/mission.html>.

A. UNM のロースクールにおける例

私がニューメキシコ大学ローレックルで教鞭をとるようになった際、学生らと私は、1921年に規定された人種差別的な条項を、州憲法から除去する取り組みを行った⁽⁴²⁾。ニューメキシコは、アメリカ国籍を有しない者で、かつ帰化の資格を有しない者が土地を所有することを禁止していた州の一つであった。これらの「外国人土地所有禁止法」(alien land acts)は、日本人や他のアジアの人々による移住を止めさせるために、カリフォルニア⁽⁴³⁾など複数の州で制定されていた。私の祖父は、日本からの移民であり、現在のロサンゼルスダウンタウン地域で農業を営んでいたが、彼は、自身が耕した土地を購入することは叶わなかった。カリフォルニアで自身の土地を所有することができないということが一つの理由となり、私の祖父は、アメリカで生まれた私の父とともに、日本に帰国することになり、第二次世界大戦の最中には日本で過ごしていた。

1952年の連邦移民法⁽⁴⁴⁾が、帰化を禁止する理由として人種という要素を削除したことにより、州レベルにおける、外国人に土地所有を禁ずるすべての条項は無効となった。それらの条項が効力を失ったことに伴い、様々な州で存在していた、外国人土地法を除去する法的必要性もなくなってしまった。しかしながら、ニューメキシコ州の憲法における当該規定は、州における人種差別の歴史を思い出させるものであった。ニューメキシコ州における外国人土地法の規定は、州憲法の規定であったため、州議会の議員による投票ではなく、州民投票を通じて取り除かれる必要があった。私が教えた、コミュニティ・ローヤリング・クリニック (Community Lawyering Clinic) の学生は、当該条項を無効化する法案をドラフトするために、州の法制局のメンバーに面会した。

(42) N.M. Const. art. II, § 22 (repealed 2006).

(43) Alien Land Law, 1 Cal. Gen. Laws, Act 261 (repealed 1956).

(44) Immigration and Nationality Act, Pub. L. No. 82-414, § 311, 66 Stat. 163, 239 (1952).

ロースクールの臨床法学プログラムは、ニューメキシコ州の州民を、州憲法上の人種差別規定に反対する投票に駆り立てるために必要な専門家、ソリース及び学生のエネルギーを有していたのであった。コミュニティ・ローヤリング・クリニック、ロー・プラクティス・クリニック、ニューメキシコロースクールにおけるアジア系アメリカ人ロースクール生協会(Asian American Law Students Association)の学生らによるアドボカシーを通じて、決議案は投票にかけられ、また、外国人土地法を無効とする改正案に賛成するようにニューメキシコ州民を啓蒙することができた。学生らは、これらの活動において、不可欠な役割を担ったのである。

アメリカでは近年、南部における、南北戦争のアイコンとなっている銅像の除去⁽⁴⁵⁾に始まり、南軍の英雄の名前が付けられた機関の名称変更⁽⁴⁶⁾や、人種的に無神経であると感じさせるプロスポーツチームのマスコットの除去に至るまで、近年、人種差別主義のシンボル⁽⁴⁷⁾となっているものを取り除こうとする動きが盛り上がりを見せている。これらのシンボルは、一定の人々に低い自己評価を感じさせ、また、人種主義を受容させることを強いるものであったが、それらの除去は長らく放置されてきた⁽⁴⁸⁾。

(45) See, e.g., Daniel Connolly & Vivian Wang, *Confederate Statues in Memphis Are Removed After City Council Vote*, N.Y. TIMES (Dec. 20, 2017), <https://www.nytimes.com/2017/12/20/us/statue-memphis-removed.html>; Chris Kenning, *U.S. Cities Step Up Removal of Confederate Statues, Despite Virginia Violence*, REUTERS (Aug. 15, 2017, 4:09 AM), <https://www.reuters.com/article/us-virginia-protests-statues-idUSKCN1AV0XE>.

(46) See, e.g., Christine Hauser, *Virginia School Drops Confederate General's Name in Favor of Obama's*, N.Y. TIMES (June 19, 2018), <https://www.nytimes.com/2018/06/19/us/barack-obama-elementary-school.html> (school named for confederate general renamed to honor President Obama).

(47) See, e.g., David Waldstein, *Cleveland Indians Will Abandon Chief Wahoo Logo Next Year*, N.Y. TIMES (Jan. 29, 2018), <https://www.nytimes.com/2018/01/29/sports/baseball/cleveland-indians-chief-wahoo-logo.html>.

(48) See, e.g., Bert Stratton, *Good Riddance to Chief Wahoo*, N.Y. TIMES (Jan. 30, 2018), <https://www.nytimes.com/2018/01/30/opinion/chief-wahoo-cleveland.html>.

B. ハリケーン・カトリーナ

ロースクールが、ソーシャル・イノベーターとして機能した、他の事例をお伝えしたい。

私は、2011年3月、日本の方々が、福島第一の原子炉施設を飲み込んだ津波及び地震の甚大な被害に遭った数週間後の時点に、日本を訪れた。日本が継続的にこのような自然災害に苦しめられてきたということを知っている。みなさんに、日本全体における大変な悲痛を与えた出来事を思い出させてしまうことになることは理解しているものの、他方で、みなさんは、この自然災害がどれほど破壊的な出来事であったかよくご存知であろうところ、災害後の時期において、ロースクール及び臨床プログラムが役立ったことの一つの例として、アメリカで共感を呼んだ事例をお伝えする。東日本大震災は、ハリケーンカトリーナに比べて遥に悲惨な出来事であり、日本の被害状況を矮小化するものではない。ハリケーンカトリーナの被害を受けた後に、ロースクール学生が、クライアントを支援した事例について、より認識を深めていただければと思う。

ハリケーンカトリーナは、アメリカ史上最大で⁽⁴⁹⁾、かつ、最も人の生命を奪い得る威力を伴った⁽⁵⁰⁾ハリケーンであり、2005年8月29日にルイジアナ州及びミシシッピ州に上陸した。川から水が氾濫して土地に流れ出すことを防ぐために築かれた盛り土で構成された堤防は、決壊し、ルイジアナ州とミシシッピ州の80%が浸水した⁽⁵¹⁾。主にルイジアナ州とミシシッピ州において、1800名以上の人が亡くなった⁽⁵²⁾。亡くなった人々の半数以

(49) *Hurricane Katrina Statistics Fast Facts*, CNN (Aug. 28, 2017, 6:10 PM), <https://www.cnn.com/2013/08/23/us/hurricane-katrina-statistics-fast-facts/index.html>.

(50) See Shaila Dewan & John Schwartz, *How Does Harvey Compare With Hurricane Katrina? Here's What We Know*, N.Y. TIMES (Aug. 28, 2017), <https://www.nytimes.com/2017/08/28/us/hurricane-katrina-harvey.html>.

(51) Allison Plyer, *Facts for Features: Katrina Impact*, THE DATA CENTER (Aug. 26, 2016), <https://www.datacenterresearch.org/data-resources/katrina/facts-for-impact/>.

上は、75歳以上の高齢者であった⁽⁵³⁾。ルイジアナ州においては、亡くなった方の40%が溺死であり、また、25%の人々が怪我ないしトラウマにより死亡し、11%の人々が、心臓疾患により死亡した⁽⁵⁴⁾。集計するリソースを欠いていたということもあり、行方不明者及び死者総数は、集計されておらず判明していない⁽⁵⁵⁾。

湾岸地域に居住する100万人以上の人々が、自宅から退去することを余儀なくされた⁽⁵⁶⁾。彼らは、家族、財産、仕事、教育の機会を失ったのである。住民は、これらの悲劇によって精神的な面においても苦しめられていた。27万3000人の人が、救助シェルターで暮らすこととなり、その後も、11万4000世帯が、ハリケーン・カトリーナのような自然災害に対応するために設立された連邦の部局であるアメリカ合衆国連邦緊急事態管理庁(Federal Emergency Management Agency) (FEMA) によって供給されたトレーラーにおいて生活することになった⁽⁵⁷⁾。

ハリケーン・カトリーナによる被害により、ロースクールは閉鎖となった。ルイジアナ州ニューオーリンズにある、ロヨラ大学は、テキサス州のヒューストンに移転した⁽⁵⁸⁾。ロヨラ大学の教員と学生は、カトリーナ法

(52) *Hurricane Katrina Statistics Fast Facts*, *supra* note 49.

(53) Joan Brunkard et al., *Hurricane Katrina Deaths, Louisiana, 2005*, 2 DISASTER MED. & PUB. HEALTH PREPAREDNESS 215, 217 (Dec. 2008), https://www.cambridge.org/core/services/aop-cambridge-core/content/view/8A4BA6D478C4EB4C3308D7DD48DEB9AB/S1935789300001142a.pdf/hurricane_katrina_deaths_louisiana_2005.pdf.

(54) *Id.* at 216–17.

(55) See Carl Bialik, *We Still Don't Know How Many People Died Because Of Katrina*, FIVETHIRTYEIGHT (Aug. 26. 2015, 6:30 AM), https://fivethirtyeight.com/features/we-still-dont-know-how-many-people-died-because-of-katrina/?ex_cid=538twitter.

(56) Plyer, *supra* note 51 (The Gulf Coast states include Louisiana, Mississippi, Florida, Georgia, Alabama, and Texas.).

(57) *Id.*

(58) Melissa Gibson Swain & JoNel Newman, *Helping Haiti in the Wake of Disaster: Law Students as First Responders*, 6 INTERCULTURAL HUM. RTS. L. REV. 133, 140

律相談クリニック (Katrina Advice Clinic) を設立し、学生らは、子の監護、保険、アメリカ合衆国連邦緊急事態管理庁が関連する諸問題に関して、被災者の支援を行ったのである⁽⁵⁹⁾。最初にこのような活動に取り組んだ学生たちは、イノベーターであった。ニューオーリンズにあるチュレーン大学に所属する、あるロースクール学生は、NGO と協力して、カトリーナ・ハリケーン・ネットワーク (Katrina Hurricane Network) を設立した⁽⁶⁰⁾。他のロースクールの学生も、ロースクールの休暇を利用して、住宅や他の法律問題に関する支援をボランティアとして行うために、集まってきた。全体として、60を超えるロースクールに所属する学生が、カトリーナ・ハリケーン・ネットワークの活動に参加したのである⁽⁶¹⁾。臨床法学プログラムは、イノベーターとしての役割から発展し、アーリー・アダプターたちを巻き込むようになっていったのである。

2006年にロヨラ大学ロースクールのビルに戻るや否や、カトリーナクリニックは、ロースクールにおいて活動を継続した⁽⁶²⁾。ボランティアの弁護士を組織し、休暇期間中に交換学生を受け入れ、カトリーナ・ハリケーン・ネットワークと協力し、リーガルサービスを提供するキャパシティを広げていったのである⁽⁶³⁾。プロボノ支援を提供する、他の法サービスの提供組織や弁護士らも、支援に参加するようになり、リーガルサービスにおけるクリティカルマスを形成したのである⁽⁶⁴⁾。

生徒が取り組んだ法的問題としては、家主が住居を修復する義務を負うか、居住者が居住できない状態となった住居の家賃を引き続き支払う義務を負っていたかどうか、家主が、自らの親族を住まわせるために、住居か

(2011) (The clinic was housed in the University of Houston Law Center).

(59) *Id.* at 140-41.

(60) *See id.* at 141.

(61) *Id.*

(62) Davida Finger et al., *Engaging the Legal Academy in Disaster Response*, 10 SEATTLE J. SOC. JUST. 211, 215 (2011).

(63) *See id.* at 216.

(64) *See id.* at 227-30.

ら居住者を退去させることができるかどうか、不動産の所有者がもはや存在しない住居のために住宅ローンを引き続き払わなければならないかどうか、被災後においても学校出席が必要とされた場合に、どのような支援を受けることができるか、業務不能となった裁判所において予定されていた出頭はどうなるか、といった事項があった。

カトリーナの被害が発生する以前においても、多くの家族が貧困状態にあったところ、被害発生後は、彼らは全てを失ってしまった。ロースクール学生らの取り組みは、湾岸地域のコミュニティが再生するために必要不可欠であった。

C. 移民

他のトピックに話を移したい。アメリカからの強制送還や退去を含む移民問題に直面する個人を支援するために多くの人員を動員した、複数の臨床法学プログラムが存在する。移民法は複雑で、不明確な形で執行されており、ときには違法な形で執行されることもある。これらに関して、お伝えしたい。

1. 2010年におけるハイチ地震

ハイチは2010年1月に、壊滅的な地震に見舞われた。推定死者数は、4万6000人～31万6000人とされる⁽⁶⁵⁾。地震は、ハイチの経済情勢を不安定化させた。アメリカにおいて、自然災害であれ、内戦であれ、外国の土地においてその他の異常かつ一時的な出来事が発生した場合、アメリカ国内に在留している当該国の市民は、本国を危険な状態にしている要因が取り除かれるまで、合法的に滞在できる、臨時的保護ステイタス (temporary protected status) を申請することができる⁽⁶⁶⁾。以前は、司法長官が、当該

(65) See Maura R. O'Connor, *Two Years Later, Haitian Earthquake Death Toll in Dispute*, COLUM. JOURNALISM REV. (Jan. 12, 2012), https://archives.cjr.org/behind_the_news/one_year_later_haitian_earthqu.php.

(66) See 8 U.S.C. § 1254a (2012) (temporary protected status).

国市民に対してかかる保護ステイタスを認める国を指定していたが、現在では、国土安全保障省長官が、指定権限を有している⁽⁶⁷⁾。

フロリダ州マイアミ地域には、多くのハイチ市民が居住している。2010年のハイチ大地震が発生して1週間後には、ハイチは臨時的保護ステイタスの対象に指定された⁽⁶⁸⁾。

その直後、マイアミ大学ロースクールの「公衆衛生と高齢者法クリニック」を履修した学生たちは、アメリカ国内にいるハイチの人々が、就労許可を伴った形で、アメリカ国内に一時的に滞在し続けられるように、ハイチの人々が臨時的保護ステイタスの申請をサポートするためのアウトリーチ及びインテークに関するプロジェクト⁽⁶⁹⁾を立ち上げた。

マイアミ在住のハイチの人々がハイチ国内に送金をするためには、彼らがアメリカ国内で就労できるということが重要となる。移民事件を含む民事事件において、高齢者や障害を抱えた人々をサポートするトレーニングを積んできた、「公衆衛生と高齢者法クリニック」を履修した学生たちは、このたった一つの法律問題に集中的に取り組んだのである。彼らは、移民法及び行政法を学び、時には通訳者とともに、事実調査、クライアントへのインタビュー及びカウンセリング、そして、法専門家としての責任について学んだのである。

マイアミ大学は、臨時的保護ステイタス（TPS）申請に関する申立手続を支援するために、7校のロースクールの学生らがマイアミに来ることができるよう、臨時的保護ステイタス申請のための春季休暇プロジェクト

(67) See Homeland Security Act of 2002, Pub. L. No. 107-296, 116 Stat. 2135 (2002); Immigration Act of 1990, Pub. L. No. 101-649, § 302, 104 Stat. 4978, 5030-5036 (1990); *Temporary Protected Status*, U.S. CITIZENSHIP & IMMIGRATION SERVS. (July 19, 2018), <https://www.uscis.gov/humanitarian/temporary-protected-status>.

(68) See *Temporary Protected Status Designated Country: Haiti*, U.S. CITIZENSHIP & IMMIGRATION SERVS. (July 23, 2018), <https://www.uscis.gov/humanitarian/temporary-protected-status/temporary-protected-status-designated-country-haiti>.

(69) See generally Swain & Newman, *supra* note 58.

(Alternative Spring Break TPS Project)⁽⁷⁰⁾を主宰した。

この臨床法学プログラムを通じて参加学生はTPS申請の申立手続の支援をおこなうイノベーターとして役割を発揮することができた。彼らは、独自の立場で支援を行ったのである。ロースクール学生たちは、クライアントを適格に代理するにはどのようにすればよいか、といったことを学んだ。学生らは、クライアントに対してTPSの申請手数料は請求せず、また、いくつかのケースではクライアントの申請手数料の免除を勝ち得たのであった⁽⁷¹⁾。

移民に関する問題が生じた際には、弁護士やその他のサービス提供者のふりをした悪徳な人々に騙される犠牲者が生じてしまう⁽⁷²⁾。臨床法学プログラムの学生は、絶望的な状況に陥った人々が、このような被害に遭わないように支援することができた。

2. イスラム教国入国禁止

私が先程述べた人種差別と移民の問題が絡み合った具体例に、話を移したい。2017年1月27日にトランプ大統領は、イスラム教徒の宗教を信仰する多くの人々がいる国々から来た人々の、米国への入国を禁止する大統領令を発出した⁽⁷³⁾。多くの旅行者がアメリカに到着していたにもかかわらず、アメリカに入国することができない状況に陥った。入国できなかった旅行者には、大学の学生、観光客、アメリカ市民の家族、海外においてガイドや通訳をすることによってアメリカを支援してきた人々などが含まれていた。この禁止措置は、包括的な入国禁止だったのである。

イエール大ロースクールは、同ロースクールの卒業生が働いている、全米移民法センター及び国際難民支援プロジェクト、アメリカ自由人権協会

(70) *See id.* at 154-58.

(71) *See id.* at 154.

(72) *See id.* at 162.

(73) Exec. Order No. 13769, 3 C.F.R. § 272-77 (2017) (Protecting the Nation From Foreign Terrorist Entry Into the United States) (repealed effective Mar. 16, 2017).

といった団体と協力し、在學生と修了生とを、入国が禁止された国から来た旅行者が到着するであろう全米の空港に動員した。イエールは、クラスアクションを提起し、結果として、ペンディングになっている期間において、禁止命令を停止させる決定を得た⁽⁷⁴⁾。入国禁止命令のニュースが広まると同時に、弁護士や臨床法学プログラムを履修しているロースクール学生が、旅行者を支援するために全米の空港に殺到した。イエールのこの取り組みは、結果として「クリティカルマス」を達成したのである⁽⁷⁵⁾。

アメリカにおける自由を保持させるための勢いは、昨年においてさらに大きくなった。

私は、現在の政権が、ロースクールやその臨床法学プログラムが、社会正義を広めるためのイノベーターやアーリー・アダプターとなることができる機会を提供してくれている、と考えている。

3. ソマリア人拘束問題

マイアミ大学は、ロースクール学生が即座に、クラスアクションを提起する際に弁護士に依頼する資力に乏しい外国籍保有者を支援するための、移民法に関する最近の訴訟に取り組んだ⁽⁷⁶⁾。

臨床法学教育における私の移民法に関する取り組みを通じて、私は、国外退去命令を受けた人々や、同じ国から入国した人々が、政府において、送還用の航空機の座席数を満たすだけの送還者が確保できるまで、米国内で拘束されることことがあることを知った。昨年2017年の12月に、アメリカ合衆国国家安全保障省の一機関である移民・関税執行局 (Immigration and Customs Enforcement) (ICE) が、92名のソマリア人を、拘束していたル

(74) Darweesh v. Trump, No. 1:17-cv-00480 (E.D.N.Y. Jan. 28, 2017) (order granting temporary restraining order).

(75) Jonah Engel Bromwich, *Lawyers Mobilize at Nation's Airports After Trump's Order*, N.Y. TIMES (Jan. 29, 2017), <https://www.nytimes.com/2017/01/29/us/lawyers-trump-muslim-ban-immigration.html>.

(76) Ibrahim v. Acosta, No. 1:17-cv-24574-DPG (S.D. Fla.) (complaint filed Dec. 18, 2017).

イジアナから、母国に送還しようとした⁽⁷⁷⁾。航空機は、一日かけてセネガルに着陸したが、その後アメリカに戻されたのであった。明らかに、ロジスティックス面での問題が存在していた。

マイアミ大学ロースクール、ミネソタ大学ロースクール、ブロード郡の法律扶助サービス (Legal Aid Service of Broward County)、NGO であるアメリカンズ・フォー・イミグランド・ジャスティス (Americans for Immigrant Justice) の協力という形で実施された臨床法学プログラムは、「非人道的な取り扱いや虐待」であると主張し、クラスアクションを提起した⁽⁷⁸⁾。二日間の移動期間中において、原告の被収容者は手首、腰、および足で束縛されていた。中には全身を拘束されていたものもいた。彼らは蹴られ、殴られ、通路に引きずり出され、そして、ICE の執行官により脅され、言葉による虐待に晒されされていたのであった⁽⁷⁹⁾。

母国において迫害や拷問に直面させられる可能性が高い場合には、人は、当該母国に送還されてはならない⁽⁸⁰⁾。訴訟では、仮に原告らがソマリアに送還されてしまった場合には、ソマリアでは、暴力はエスカレートしていることや、渡航が失敗に終わったことがメディアに注目されたことから、原告らは、死の危険に晒されるであろうと主張した⁽⁸¹⁾。当該事案を担当した連邦裁判官は、事案の本案審理を継続する一方で、アメリカから原告らを退去させることを禁ずる命令を発出した⁽⁸²⁾。

これらのソマリア人らが、アメリカから、たとえ合法的に送還されたと

(77) See Ibrahim. v. Acosta, No. 1:17-cv-24574-DPG (Compl. 21-22); Jennifer Hansler & Sophie Tatum, *Somalis Mistreated During U.S. Deportation Effort, Lawsuit Alleges*, CNN (Dec. 20, 2017, 6:01 PM ET), <https://www.cnn.com/2017/12/20/politics/somali-lawsuit-ice-deport-immigrant-abuse/index.html>.

(78) Ibrahim. v. Acosta, No. 1:17-cv-24574-DPG (Compl. 18).

(79) Hansler & Tatum, *supra* note 77.

(80) See 8 U.S.C. 1158, 1231 (b) (3) (2012); 8 C.F.R. 1208.13, 1208.16 (2018).

(81) Ibrahim. v. Acosta, No. 1:17-cv-24574-DPG (Compl. 3).

(82) Ibrahim. v. Acosta, No. 1:17-cv-24574-DPG (S.D. Fla.) (Order at 6, Jan. 26, 2018).

しても、屈辱的かつ虐待的な取り扱いを受けることは許されない。政府は、自国の法に従い、人道的に人々に対応しなければならない。ロースクールの臨床法学プログラムは、受任している弁護士とともに、彼らの専門知識、リソース、および学生の推進力を、進んで、適時に彼らを支援することに注いだのである。誰かがこれらの被收容者に対して援助を行わなければならない状況であったところ、制度的支援、法的分析および研究、法律の実質的な学修、職業的責任、法文書作成を含む学習効果を促進する取り組みの存在により、クリニックは支援体制を整えることができたのであった。

結論

本日お話した事例の中には、日本のロースクール生が、ロースクール在学中に関与している取り組みとは大きく異なっているような例もあり、私が示した具体例について、チャレンジングであると感じる方がいることは理解している。

私が示した事例は、みなさんが法曹資格を得るに際して予定されている活動とも、実質的に異なっているのかもしれない。ロースクールの臨床法学プログラムが、ロースクール学生に、公益に奉仕する取り組みを通じて、資格を有する弁護士に求められる価値感、技能および判断力を教えるために、比類ないの位置づけを確立しているということ、私の取り組みに関する説明の中から、学び取っていただけると嬉しい。社会正義を促進する取り組みについて、学生を関与させることによって、その学生は、専門家としてのアイデンティティを育むことができ、法の支配を擁護する法律家の役割を学ぶことができるのである。

私は、社会正義に関する私の事例から、法律家になるということは政治的側面を有することを認識し、また、法には本来的に政治性が備わっていることを理解した。ロースクールは、社会正義について改革を実行してい

くリーダーとなりうる存在である。時代を超えてアイデアやイノベーションを社会システムの構成員に拡散するということは、ある種の社会変革、社会システムの構造や機能の変換であるということである。

ロースクールは、単なる専門職大学院ではない。日本の法システムの改革にとって、また、新しい形のロースクールを発展させるための改革にとっての、一つの動機（理由）は、これはアメリカにとっても必要とされていることであるが⁽⁸³⁾、司法アクセスの向上という点にあるものと理解してしている。臨床法学プログラムは、正義が必要とされる場面に対して素早く反応するべきであり、また、法を通じ、どのように社会における平等、救済を押し進めるかということ、を、学生に教えるべきなのだ⁽⁸⁴⁾。

あなたは臨床法学プログラムを履修する学生として、どのように弁護士業務を行うか、どのように専門家としてのアイデンティティを形成するか、また、不確実な条件のもとで、どのように決断をするかということ、を学ぶことができる取り組みを実践することになる⁽⁸⁵⁾。私は、ロースクールのクリニック教員として、文字通りクライアントの命を救ってきた学生を監督してきた。たとえば、政治的亡命を得させることによって、彼らの本国政府によって処刑されてしまうであろう母国に送還されないようにしたということもあり、（保険会社に対して）保険適用を認めさせることによって、クライアントが医療上の必要性に対応した形での治療をうけさせたということもあった。また、クライアントに保護命令を得させることによって、薬物乱用者がクライアントに近づけないようにするといった事案にも携わった。たとえ、これが、チャレンジングな取り組みのように見えたとしても、あなた方が法曹資格を持った弁護士の監督のもとで、法律業務に取り組むときこそ、どのように適切な形で法律業務を行うかということ

(83) See ROY STUCKEY AND OTHERS, BEST PRACTICES FOR LEGAL EDUCATION 24-26 (2007).

(84) See Finger, *supra* note 62, at 211.

(85) CARNEGIE REPORT, *supra* note 26, at 120-22, 159-60.

学ぶ、最も適した機会であろう。リーダーやモビライザーへと成長し、いかなる場面においても通用するスキルを身に就ける期間は、まさに、(訳注：ロースクールの在学中)である今なのだ。

私の個人的な認識ではあるが、日本は、社会正義を実現するための機関や法的サービスは、規模的にも、数的にもアメリカほど多くはないであろう。ロースクールの臨床法学プログラムは、変容し続け、発展し続けているものであるが、日本では、社会正義の提供という観点において、イノベーターになるための準備は整っている。

早稲田のようなロースクールは、ラガーズではなく、イノベーターやアーリー・アダプターを養成することが可能である。日本は、ロースクールの臨床法学プログラムを通じた社会正義を实践という点で、アジアにおいて、イノベーターまたはリーダーの立場を占めることができる。みなさんは、所属するコミュニティにおいて、オピニオン・リーダーとして、変化の媒介者となり、社会貢献 (social good) の発展を広めていくことができるのである。

この度はお時間をいただき、有難うございます。ご清聴ありがとうございます。ありがとうございました。

ご質問があれば、どうぞお願いいたします。